

徳島県告示第八百十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和二年十二月二十五日

徳島小松島港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 竣功認可を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門

4 代表者の住所 徳島市万代町一丁目一番地

二 埋立区域

1 位置

徳島市津田海岸町一一二五番六、一一二五番七二、一一二六番三、一一二六番一八から一一二六番二六まで、一一二九番、一一三七番一から一一三七番三まで、一一三八番一、一一三八番二、一一三八番五、一一三八番七、一一三八番八、一一三九番八から一一三九番一四まで及び一一三九番一六の各地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び ④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院津田公園四等三角点（北緯三四度〇二分四〇秒八一七、東経一

三四度三四分五六秒一一九。以下「基点」という。）から五四度四三分一〇

・七一秒三三五・六〇メートルの地点

の地点 から一〇六度四六分一九秒一八・八七メートルの地点

の地点 から一〇六度三六分三二秒七〇・〇〇メートルの地点

の地点 から一〇六度四五分二九秒二五・八八メートルの地点

の地点 から一〇七度〇〇分二四秒八・六八メートルの地点

の地点 から一〇六度三九分〇九秒八・九三メートルの地点

の地点 から一〇八度一八分二〇秒一・九六メートルの地点

の地点 から一〇五度四六分四二秒四・四八メートルの地点

の地点 から一〇六度一三分〇二秒三・〇四メートルの地点

の地点 から一〇六度三九分一秒一三・七八メートルの地点

の地点 から一〇六度三九分一四秒一九・九九メートルの地点

の地点 から一〇六度三七分〇六秒一三・四二メートルの地点

の地点 から一〇六度五一分二六秒八・五五メートルの地点

の地点 から一〇六度四四分四六秒七・一三メートルの地点

の地点 から一〇六度一七分一四秒八・一九メートルの地点

の地点 から一〇六度四分三九秒七・五〇メートルの地点

の地点 から一〇六度五〇分五〇秒七・五七メートルの地点

の地点 から一九六度二五分四四秒四・二〇メートルの地点

- の地点 一の地点から一六度二五分三二秒二・五七メートルの地点
- の地点 一の地点から一七一度二一分二〇秒二・九九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四六分二三秒六八・九五メートルの地点
- の地点 一の地点から一〇五度四六分一七秒三七・一四メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四二分三八秒二二・四九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四二分四〇秒三〇・六四メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四六分四二秒四六・〇〇メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四二分一五秒四二・七九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四二分一四秒二二・四三メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四八分〇五秒六一・五九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四三分五六秒七〇・六八メートルの地点
- の地点 一の地点から一九六度一二分三二秒一〇・〇一メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四四分二六秒六八・六五メートルの地点
- の地点 一の地点から一九六度三八分二八秒二二・三三メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四五分五二秒一九・九七メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三五分一二秒二二・一三メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三一分二七秒一・〇一メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三四分二一秒二一・一七メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四三分一八秒五九・八五メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三六分四九秒二・六一メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度四三分〇五秒四四・四九メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度三三分三九秒二九・一一メートルの地点
- の地点 一の地点から一九五度五三分四六秒一〇・一・七九メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五六分五三秒四三・一四メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度一六分三〇秒二五・八七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度四九分三五秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度四四分三一秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五一分二三秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五一分三七秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五二分四五秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五二分一七秒二九・四七メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五二分二〇秒二七・三一メートルの地点
- の地点 一の地点から一五度五二分〇九秒一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 一の地点から一八五度三八分四五秒一一六・一九メートルの地点
- の地点 一の地点から一八五度四一分四九秒五三・〇九メートルの地点

3 面積 一三七、三二一・〇六平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

- 1 埋立ての免許の年月日 平成二十九年五月十一日
- 2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港第四〇二八号

四 竣功認可の年月日 令和二年十二月十八日
五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 徳島市